

## 富山県喀痰吸引等第3号研修受講推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、富山県補助金等交付規則(昭和37年富山県規則第10号)第21条の規定に基づき、富山県喀痰吸引等第3号研修受講推進事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

**第2条** 知事は、医療的ケア児等やその家族への支援の提供を強化するため、県内に住所を有する医療的ケア児等に対する喀痰吸引等を行う障害福祉サービス事業所等の職員に係る社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年厚生省令第49号。以下「省令」という。)別表第3に掲げる基本研修又は実地研修の受講料を減免する事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助金の交付先は、富山県内に事業所を有する社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第4条第2項に規定する登録研修機関とする。

3 補助金の交付の対象となる基礎研修又は実地研修の実施期間は、第5条の規定による補助金の交付決定の時期にかかわらず、当該交付決定のあった日の属する年度の4月1日から3月31日までとする。

(補助金の交付対象経費等)

**第3条** 補助金の交付の対象となる事業及び経費並びに補助率及び補助上限額は、受講者1人につき、次に定めるとおりとする。

補助対象経費	喀痰吸引等研修の受講に係る費用で次に掲げるもの (1) 基本研修の受講料の減免に係る経費 (2) 実地研修の受講料の減免に係る経費
補助対象外経費	(1) 研修の受講に係るテキスト代、保険料等 (2) 研修の受講に係る受講者の人件費及び交通費 (3) 法附則第11条第1項の認定特定行為業務従事者認定証の交付申請に係る費用 (4) 事業者登録に係る費用 (5) その他知事が適当でないと認める経費
補助率	(1) 基本研修の受講料の減免 受講料の4分の3以内 (2) 実地研修の受講料の減免 受講料の4分の3以内
補助上限額	(1) 基本研修の受講料の減免 15,000円 (2) 実地研修の受講料の減免 省令別表第3に定める一行為当たり2,250円

注1 補助金の額は、基本研修の受講料の減免に係るものと実地研修の受講料の減免に係るものとの合計額とする。

注2 実地研修のみを受講する場合の補助金の額は、実地研修の受講料の減免に係るもののみとする。

(補助金の交付申請)

**第4条** 登録研修機関は、補助金の交付を受けようとする場合は、富山県喀痰吸引等3号研修受講推進事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて提出するものとする。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の交付の対象となる基礎研修又は実地研修に関し参考となる資料

2 前項の規定による補助金の交付申請を行う前に、緊急その他の理由により、基礎研修又は実地研修の実施が必要なときは、登録研修機関は、理由その他必要事項を知事に申し出て、その指示を受けなければならない。

(交付の決定及び通知)

**第5条** 知事は、前条の規定により補助金の交付の申請を受けた場合において、当該申請に係る書類の内容が適切と認めるときは、速やかに補助金の交付の決定をし、当該事業者に対し通知するものとする。

2 知事は、前項の補助金の交付の決定に際し、必要な条件を付することができる。

(事業変更等の承認)

**第6条** 登録研修機関は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ富山県喀痰吸引等3号研修受講推進事業費補助金変更交付申請書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 変更事業計画書(様式第5号)
- (2) 変更収支予算書(様式第6号)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の交付の対象となる基礎研修又は実地研修に関し参考となる資料

2 知事は、前項の承認に際し、必要に応じ、交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(実績報告等)

**第7条** 第5条の規定により補助金の交付決定を受けた登録研修機関は、当該補助金の交付の対象となった基本研修又は実地研修が完了したときは、その完了の日から起算して1月以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに富山県喀痰吸引等3号研修受講推進事業費補助金実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて提出するものとする。

- (1) 事業実績書(様式第8号)
- (2) 収支決算書(様式第9号)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、取組の状況に関し参考となる資料

(交付決定の取消等)

**第8条** 知事は、第5条の規定により補助金の交付決定をした登録研修機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 不正の手段により補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき。
- (2) 補助金の交付対象経費以外の経費又は費用に補助金を使用したとき。
- (3) 第5条第2項の規定により付した補助金の交付の条件に違反したとき。
- (4) 当該登録研修機関が事業の休止又は廃止となったとき。
- (5) この要綱の規定に違反したとき。

(細則)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

**附 則**

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。